

トークン化有価証券取引管理約款

第 1 条（趣旨）

トークン化有価証券取引管理約款（以下、「この約款」といいます）は、お客様とLINE証券株式会社（以下、「当社」といいます）との間の、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める電子記録移転有価証券表示権利等の取引および保護預り（以下、「本サービス」といいます）について権利義務関係を明確にすることを目的とします。なお、この約款に特段の定めがないものについては、当社の「LINE証券取引約款」その他の当社が定める約款および法令の定めによるものとしします。

第 2 条（定義）

この約款において「トークン化有価証券」とは、金融商品取引法第2条第1項に規定する「有価証券」のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定する「電子記録移転有価証券表示権利等」に該当するものをいいます。

第 3 条（法令等の遵守）

お客様および当社は本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令および日本証券業協会の諸規則を遵守するものとしします。

第 4 条（個人情報提供同意）

本サービスをご利用されるお客様は、当社が、お客様の氏名または名称、住所または所在地、生年月日、保有するトークン化有価証券の数量等の情報（以下、「お客様情報」といいます）を、当社のトークン化有価証券の保管管理業務等の委託先会社へ通知することを同意いただいたものとして取り扱います。ただし、当社の取り扱うトークン化有価証券の一部においては、別途当社の指定する確認書等において同意いただく手続を必要としします。

第 5 条（トークン化有価証券の取引の利用）

1. お客様はトークン化有価証券の取引を行うにあたっては、当社において「LINE証券取引約款」の規定に基づき証券取引口座の開設を行ったうえで、別途定める当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。
2. お客様は当社のインターネット取引による方法の他、当社が認める方法にてトークン化有価証券の取引を行うものとしします。当社に取引に関する注文を行った場合には、お客様が当社にその取引の結果必要となるトークン化有価証券の発行・管理・移転等を行うシステム（以下、「プラットフォーム」といいます）における記録および原簿等の書き換えの指図等（譲渡に係る承諾の依頼を含みます。）を行うことを委託したものとします。なお、当社はトークン化有価証券のプラットフォームにおける記録および原簿等の書き換えの指図等を他の会社へ委託することがあります。
3. 当社において取り扱うトークン化有価証券は、当社が定めるところにより指定するものとしします。なお、当社はトークン化有価証券の取扱いについてお客様から問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱い可否を回答します。

第 6 条（トークン化有価証券の売買注文に係る取扱い）

お客様によるトークン化有価証券の売買の注文に係る取扱いについては、当社が別途定める方法によるものとしします。

第 7 条（トークン化有価証券に係る権利移転）

当社は、受渡日に取引の成立内容に即してプラットフォームにおける名義を更新するもの

とします。

第 8 条（プラットフォーム）

1. 当社においてトークン化有価証券の取引および管理に利用するプラットフォームは別途定めるものとし、銘柄ごとにいずれのプラットフォームを使用するかは当社および当該銘柄の発行会社の定めるところによります。
2. 当社は、銘柄ごとのプラットフォームについての情報をインターネットにて公表します。

第 9 条（トークン化有価証券の保管）

1. 当社は、トークン化有価証券の保管にあたっては、第 5 条第 3 項に規定するトークン化有価証券（以下、「保護預りトークン化有価証券」といいます）を以下の方法により保護預りします。
 - ① 当社は、保護預りトークン化有価証券を移転するために必要な情報（以下、「秘密鍵等」といいます）を、当社または当社が秘密鍵等の保管を委託する第三者において責任を持って安全確実に保管いたします。秘密鍵等はお客様にて管理いただくことはできません。
 - ② 当社において保管するお客様名義の保護預りトークン化有価証券に対して、お客様は担保として質権等を設定することはできず、また当社においては質権等の設定の記録等の管理は行わないものとします。
 - ③ 当社は保護預りトークン化有価証券に関する事項に関して、プラットフォーム上の名義人に対して、次の通知を行います。
 - イ) 発行者および信託契約等に関するトークン化有価証券の権利者としての地位に重大な変化を及ぼす事実についての通知
 - ロ) 配当金、利子、収益分配金および償還金（以下、「配当金等」といいます）などについての通知
 - ④ 当社はお客様から保護預りトークン化有価証券の配当金等の支払いの請求につき委任を受けるものとし、当社が受け取り、お客様への支払いを行います。
 - ⑤ 当社または当社のトークン化有価証券の保管管理業務等の委託先会社は、保護預りトークン化有価証券を、混合保管ではなく、お客様ごとに管理します。
2. 前項に定める保護預りトークン化有価証券以外のトークン化有価証券については、当社ではお預かりしません。その場合、お客様にて管理いただくトークン化有価証券の流出等の損害については、当社はその責を負いません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する保護預りトークン化有価証券については、この約款の他の定めに関わらず、当該トークン化有価証券の取引に伴う移転および保管ならびに配当金等の支払いを行いません。
 - ① 差押えを受けたものその他法令等の定めにより名義変更等を行うことを禁止されたもの
 - ② 法令等で禁止される譲渡または質入れにかかるもの
 - ③ 配当金等の処理に伴う原簿確定のための発行者等が指定する移管停止期間にあるもの
 - ④ 前各号のほか、当社が移転もしくは移管の取扱いまたは保管を行うことが適当でないとは判断したもの

第 10 条（特定口座への預け入れ）

1. お客様は、お客様が当社で特定口座を開設している場合であって、第 2 条に規定するトークン化有価証券のうち当社が認める銘柄（以下、「指定トークン化有価証券」といいます）について、特定口座へ預け入れすることができるものとします。
2. お客様は、特定口座へ預け入れを行う場合には、次の各号に掲げる譲渡以外の譲渡を行うことができません。

- ① 当社への譲渡
 - ② 当該指定トークン化有価証券を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの
 - ③ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項または同法第 37 条の 11 第 4 項各号に規定する事由による譲渡であって、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるもの
3. その他、特定口座でのトークン化有価証券の取扱いに関しては、当社の「特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等および上場株式配当等受領委任に関する約款（特定口座約款）」により取り扱うものとします。

第 11 条（他社からの移管に関する事項）

お客様が、当社以外の金融商品取引業者等で管理されるお客様名義のトークン化有価証券について当社への移管は受け付けしません。

第 12 条（他社への移管に関する事項）

1. お客様のご都合により当社以外の金融商品取引業者等へプラットフォーム上に記録されたお客様名義のトークン化有価証券の保管の変更を希望される場合、あらかじめ移管希望先の証券会社等で取扱いが可能であるかをお客様ご自身で確認するものとします。なお、移管先の証券会社等において取扱いがない場合は、移管することができません。
2. 他の証券会社等での取扱いが可能である場合、お客様は当社所定の手続を行うものとします。
3. 前項の手続を行ったお客様は、他の証券会社等と当社との間でお客様名義のトークン化有価証券を移管するに際して必要となるお客様情報の通知または取得を行うことに同意いただいたものとして取り扱います。
4. 当社は、第 9 条第 3 項各号のいずれかに該当するトークン化有価証券については、この約款の他の定めに関わらず、当該トークン化有価証券について移管の取扱いをしません。

第 13 条（外字の書換え）

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所もしくは所在地のうちにプラットフォーム上で使用できない文字がある場合には、当社がプラットフォーム上で使用可能な文字に変換することにつき、同意いただいたものとして取り扱います。

第 14 条（免責事項）

当社は、次の損害については責を負わないものとします。

- ① 第 9 条第 1 項第 1 号により当社または委託先会社が保管する秘密鍵等が第三者に流出または不正に作成された場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がある場合以外の損害
- ② プラットフォームに障害が発生し、または発行会社もしくは原簿管理人に法令違反行為もしくは過失があった場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がある場合以外の損害
- ③ プラットフォームに存在する隠れた瑕疵が顕在化し、かつ、かかる瑕疵の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社に重大な過失がある場合以外の損害

第 15 条（解約に関する確認事項）

当社は、「LINE 証券取引約款」等の規定による解約に際しては、プラットフォーム上に記録されたお客様名義の保護預りトークン化有価証券を取扱いのある他の証券会社等に移管いただくか、お客様の指示により換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行

います。

第 16 条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネットその他相当の方法により周知します。

2022 年 6 月

K01_600 (2022.6)